

(問い合わせ先)

共通 03-3591-6361(代表)

警備救難部刑事課 (指導・取締り担当)

専門官 西垣 (内線:5403)

03-3581-7946(夜間直通)

警備救難部救難課 (人身事故担当)

海浜事故対策官 原田 (内線:5902)

03-3581-2828(夜間直通)

交通部安全課 (船舶事故担当)

課長補佐 中田 (内線:6302)

03-3591-2776(夜間直通)



平成21年4月27日

海上保安庁

マリレジャー活動に係る安全推進活動の実施について

海上保安庁では、本格的にマリレジャー活動が活発となるゴールデンウィークから夏季におけるマリレジャー事故の未然防止及び死者・行方不明者の減少を図るため、ゴールデンウィーク及び夏季を中心にマリレジャー活動に係る安全指導等を、また、近年、船舶検査を適切に受検していない小型船舶が多数存在するとの状況を踏まえ、これら船舶の海難防止及び無検査運航等悪質な犯罪の防止の観点から、プレジャーボート等に対する積極的指導・取締りを、下記のとおり重点期間を設定し、実施事項についても重点を置き実施することとしています。

記

1 重点期間

(1) マリレジャー活動に係る安全指導等

イ ゴールデンウィーク安全推進活動期間

平成21年4月29日(水)～同年5月6日(水) (8日間)

ロ 夏季安全推進活動期間

平成21年7月1日(水)～同年8月31日(月) (2ヶ月間)

(2) 未受検船等指導・取締り

平成21年4月29日(水)～同年8月31日(月)

2 重点実施事項

(1) マリンレジャー活動に係る安全指導等

イ プレジャーボートの船舶事故対策

船舶事故隻数の最も多いプレジャーボートについて、海難防止講習会の開催及びレジャースポットやマリーナの定期巡回による訪船指導等による安全意識の高揚・啓発並びに「ライフジャケットの常時着用」、「防水パック入り携帯電話等の連絡手段の確保」、「118番の有効活用」の3つを基本とする自己救命策確保の周知啓発を図ることに加え、次の対策に取り組みます。

花火大会における船舶事故対策

花火大会における事故は、負傷者発生率が高く、夜間航行に不慣れなことや花火大会の海域に関する情報収集不足が主な原因となっていることから、花火大会が開催される海域を管轄する管区海上保安本部や海上保安部署において、主催者が策定する安全対策計画についての必要な助言・指導、周辺マリーナ等を通じたプレジャーボート運航者に対する注意喚起、大会当日に巡視船艇を配備しての指導、直接注意喚起等集中的な対策を講じます。

ロ 遊泳中の事故対策

マリンレジャーに関する海浜事故で最も死者・行方不明者の多い遊泳中の事故について、7月下旬～8月中旬に特に多いことから、次の対策に取り組みます。

若年齢層対策

若年齢層の事故者数は、遊泳中の事故者全体の約3割を占めていることから、主に小中学校において児童・生徒等を対象とした安全講習会等を開催するなどして、離岸流（岸から沖へ発生する、潮の流れ）に対する知識、ペットボトル・クーラーボックス等身の回り品を活用した救助手法について周知啓発します。

海水浴場管理者との連携

ライフセーバー等による監視・救助体制の構築、気象情報等の早期入手、悪天候時における適切な遊泳禁止判断、遊泳中止基準の広報誌等への掲載等について、シーズン前に、また、事故発生時に海水浴場管理者に対して働きかけるとともに、海上保安庁勢力の効率的な配備による体制を整えるほか、警察、消防や民間勢力（ライフセーバー、PW安全協会等）との連携体制を構築し、迅速な救助活動を行うよう努めます。

(2) 未受検船等指導・取締り

近年、船舶検査を適切に受検していない小型船舶が3～4万隻存在し、これらの中には有効な船舶検査証書を保有しないまま航行している船舶も相当数あると見込まれています。

平成19年度に小型船舶の活動が活発な時期を捉えて積極的な指導・取締りを行ったところ、減少傾向にあった受検率が下げ止まるなど、一定の効果があったことから、本年においても、海難及び犯罪防止の観点から、プレジャーボート等に赴いて船舶検査の有効期間及び定期検査の受検状況に関して、積極的な指導・立入検査を実施し、未受検船、小型船舶操縦者の遵守事項未遵守等法令を軽視した行為の発見に努めるとともに、地方運輸局との情報交換、合同パトロール等の実施により、効果的、効率的な指導・取締りを実施します。